基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年七月三十日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を一〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十八年七月十五日

富山市婦中町中名一〇七七番地七

有限会社マルチメディアネットワーク

代表取締役　福田　由美

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年八月三日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十八年七月十五日

名古屋市守山区桔梗平一丁目五〇四番地

Jシステムサポーター株式会社

代表取締役　藤田　裕政

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年七月十五日

栃木県栃木市平柳町一丁目一五番六号

株式会社栃木県用地補償コンサルタント

代表取締役　本橋　義也

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年七月十五日

東京都港区西麻布一丁目二番一号

株式会社ビデオ・パック・ニッポン

代表取締役　本田　英男

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年七月十五日

東京都墨田区亀沢二丁目一四番四号

株式会社エス・アール・シー

代表取締役　高橋　健一

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるセナラトナが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年七月十五日

茨城県牛久市ひたち野西三―一三―一ブリストン二〇二

HILLSEEN HOTEL

日本における代表者　セナラトナ

限定承認公告

本籍千葉県市原市姉崎七七二番地一、最後の住所千葉県市原市喜多九四八番地六東亜外業㈱市原社宅二二二号

被相続人　亡　河内　岳三

右被相続人は平成二十八年二月二十九日死亡し、その相続人は平成二十八年七月六日千葉家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月十五日

千葉県木更津市牛袋一一〇三番地

限定承認者　嶋野　孝治

千葉県木更津市貝渕二丁目六番三四号山田次郎法律事務所

右代理人弁護士　山田　次郎

限定承認公告

本籍京都府京都市山科区東野舞台町七番地六、最後の住所京都市山科区東野狐藪町七番地八　パークテラス山科二〇五

被相続人　亡　小池　孝亮

右被相続人は平成二十七年十二月二十六日死亡し、その相続人は平成二十八年七月五日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月十五日

京都市中京区二条通河原町西入榎木町九五番地一　延寿堂第二ビル五階

相続財産管理人小池亮輔

右代理人弁護士　中　隆志

同　紀　啓子

同　堀田　康介

任意清算公告

当社は、平成二十八年七月五日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年七月十五日

神奈川県川崎市中原区今井南町四八九番地

合資会社何商

代表社員　北村　秀明

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十六億七千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は平成二十八年四月二十八日付官報号外第九十八号の一一三頁に掲載されています。

平成二十八年七月十五日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー　白馬キャピタル6特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は優先資本金の額を三億円減少し、三十六億六千六百万円とすることにいたします。効力発生日は平成二十八年八月十六日です。

この決定に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次の通りです。

http://www.akasaka-tax.or.jp/koukoku/bvk_coffret_tmk

平成二十八年七月十五日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号税理士法人赤坂国際会計事務所内

ビー・ヴィ・ケーリーフコフレ特定目的会社

取締役　山崎　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は優先資本金の額を二億一千万円減少し、三十一億五千五万円とすることにいたします。効力発生日は平成二十八年八月十六日です。

この決定に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次の通りです。

http://www.akasaka-tax.or.jp/koukoku/bvk_osaka_tmk

平成二十八年七月十五日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号税理士法人赤坂国際会計事務所内

ビー・ヴィ・ケー大阪リテール特定目的会社

取締役　山崎　亮雄

訂正公告

平成二十八年七月十二日（号外第一五四号）掲載の第二十六期決算公告（枠組）中、うち当期純利益「(3,413,590)とあるは(1,046,002)」の誤りにつき訂正します。

平成二十八年七月十五日

香川県三豊市三野町下高瀬一一三五番地

（甲）株式会社カワフジ

代表取締役　近藤　隆之

訂正公告

平成二十八年七月五日（号外第一四九号）掲載の渡瀬木材株式会社に係る第五十八期決算公告（枠組）中、金額の単位「(百万円)」とあるは「(千円)」の誤りにつき訂正します。

平成二十八年七月十五日

扱　店

訂正公告

平成二十八年六月三日（号外第一二四号）掲載の東京製線株式会社に係る決算公告（枠組）中、「**貸借対照表の要旨**（平成28年３月１日現在）」とあるは「**貸借対照表の要旨**（平成28年３月31日現在）」の誤りにつき訂正します。

平成二十八年七月十五日

扱　店

訂正公告

平成二十八年七月十二日掲載の基準日設定につき通知公告中、住所に「東京都港区赤坂二丁目一〇番一二号」とあるは「東京都港区赤坂二丁目一二番一〇号」の誤りにつき訂正します。

平成二十八年七月十五日

東京都港区赤坂二丁目一二番一〇号

株式会社イッカツ

代表取締役　鈴木　敬

正誤

ページ	段	行	誤	正
一〇三	一	終りから一三	三五番	一三五番

平成二十八年五月十七日（号外第百八号）国土交通省告示第七百五十五号（砂防法第二条の土地を指定する件）（印刷誤り）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　七月十五日付第一五七号九
調達第一三三号四八ページ

六ページ●同日付第一五八号九六ページ●同日付政府
●四月二十二日付衆会第二七号三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）